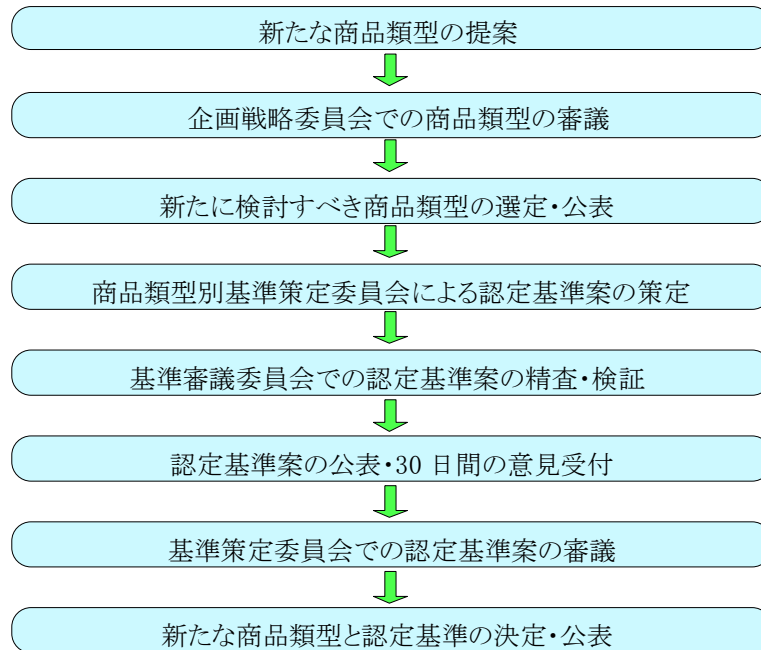


エコマーク商品類型提案要領

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

I. エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定手続き

エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定手続きは、エコマーク事業実施要領の第2章以下に定められていますが、その基本的なフローを図示すると以下のようになります。



II. 提案要領

1. 提案者の要件

商品類型の提案は、事業者、消費者など誰でも行うことができます。なお、提案できる商品類型は、すでに日本国内で販売されている商品（サービスを含む。以下同じ）、または、提案から概ね1年以内に販売される予定の商品とします。

2. 提案募集時期

商品類型の提案は、年1回、受付期間を定めてホームページなどで提案の募集の告知を行います。 ※→2020年度募集のお知らせ(https://www.ecomark.jp/pdf/teianboshu_2020.pdf)

3. 提案に必要な書類等

(1) 提案書の様式

エコマーク商品類型の提案にあたっては、様式1(別紙)により提案書を作成、提出してください。

(2) 提案書の書き方

様式1の項目はすべての提案者がもれなく記入してください。なお、記入することがない場合は「なし」、あるいは明らかでない場合は「不明」と記入してください。

記入スペースが足りない場合は、別紙を添付することもできます。その際は、「別紙参照」と明記してください。

提案書(様式1)の原本は、電子ファイルがありますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、商品類型の提案1件につき、1通の提案書を提出してください。

(3) 添付資料

提案に際しては、様式1の提案書とともに、以下の①～②のような資料がありましたら、添付してください。

①提案の科学的根拠となる資料(様式1の3.(3)科学的根拠・規格等について)

②具体的な商品に関する参考資料(パンフレット、写真など)

なお、必要に応じて、エコマーク事務局から追加資料の作成・提出や調査などのご協力をお願いすることがあります。

4. 提案書の提出要領

提案書の提出要領は下記のとおりです。なお、添付書類を含む提案書一式は理由の如何を問わず返却いたしませんので、ご了承ください。

(1) 提案書(様式1)のみ提出の場合

郵送かファックスあるいは電子メールにて、(3)の提出先に提出してください。郵送の場合は封筒に「新規商品類型提案」と朱記してください。また、ファックスや電子メールの場合は、件名に「新規商品類型提案」を明記してください。

(2) 提案書(様式1)に加えて添付書類がある場合

封書で、(3)の提出先までご郵送ください。その際、封筒に「新規商品類型提案」と朱記いただくようお願いします。

(3) 問い合わせ先ならびに提出先

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL : 03-5829-6284 FAX : 03-5829-6281 E-mail : info@ecomark.jp

5. 提案に係わる費用

エコマーク商品類型の提案にあたり、費用等は不要です。

6. エコマーク商品類型の選定

エコマーク商品類型の提案については、

- ・エコマーク事業実施要領 第2章
- ・エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程

I-1.商品類型選定の方針

に基づき選定を行います。

I-1. 商品類型選定の方針

1. 商品類型選定の方針

採り上げる商品類型は、次に掲げる方針に照らして総合的に評価し、選定する。

- 1) エコマークとして基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができること
- 2) 認定商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できること
- 3) 基準を策定することにより、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること
- 4) 認定商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程より抜粋

7. 選定結果の通知

提案の採否は、エコマーク事務局が提案者に対して文書により通知します。選定された商品類型名、選定理由の概要は、エコマークニュースおよびウェブサイト等で公表します。

8. 認定基準の策定

選定された商品類型については、認定基準案を策定する基準策定委員会を設置して検討を行います。

附記

1994年4月1日 制定施行

1996年3月1日 改定施行

2001年8月1日 改定施行

2007年10月22日 改定施行

2008年10月1日 改定施行

2010年10月1日 改定施行